

度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。

1. 4. 7 施 工

受注者は、「施工指示書」及び「施工計画書」並びに「作業計画書」を遵守し補修工事の施工に当たらなければならない。

- 2 受注者は、補修工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、高速道路上にあっては「道路工事等協議書」に従い補修工事を実施し、高速道路外の道路にあっては補修工事の施工に先立ち道路管理者の協議・回答及び「道路使用許可申請書」による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して補修工事を実施しなければならない。
- 4 受注者は、首都高速道路上において、補修工事を実施するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあっては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。
- 5 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造体、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。

1. 4. 8 ETC 業務用カードの貸与

受注者は、補修工事（供用中の首都高速道路を通行しなければ施工が困難な工事に限る）のため首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。

- 2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用カードは、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。
- 3 受注者は、ETC 車載器を自らの費用により設置しなければならない。
- 4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を作成し、提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員より確認を求める場合がある。
- 5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について「施工計画書」に記載しなければならない。
- 6 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
- 7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与した ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。

1. 4. 9 出来形の管理

受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、規格値に則った出来形の管理を行わなければならない。

なお、設計図書に定めがない場合は、監督職員の指示により出来形の管理をしなければならない。

受注者は、補修工事の完成後、「出来形図表」を提出しなければならない。

1. 4. 10 現場社内検査

受注者は、「施工計画書」又は「作業計画書」に基づき、補修工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。
- 3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」又は「作業計画書」に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任（監理）技術者及び受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。
- 4 受注者は、補修工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。

1. 4. 11 工事週報等

受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、品質管理室工事検査グループによる検査時に確認できるようにしなければならない。

- 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他の補修工事で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。
- 3 第1項において、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」を省略することができる。
- 4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。
- 5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1. 4. 12 工事中仮設構造物等

受注者は、設計図書に特別な定めのある場合を除き、仮設施工方法等その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を確認の上、補修工事を施工しなければならない。